

会 長	局 長	主 査	係	係	係

# 深川市農業委員会総会議事録 ( 第 1 2 回 )

令和3年3月26日

開 会 9 時 3 0 分

閉 会 9 時 4 8 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	栗野良寛	○	
2	高橋淳一	○	
3	五十嵐剛	○	
4	爲井新市	○	
5	鈴木陽志	○	
6	金谷道宏	○	
7	宮武努	○	
8	荒井優	○	
9	安居博知	○	
10	松浦明美	○	
11	山川功	○	
12	清水義博	○	
13	菊入等	○	
14	中川幸生	○	
15	大川広志	○	
16	山田正信	○	
17	板垣昭仁	○	
18	山崎和徹	○	
19	安村一稔	○	
20	大森毅英	○	
21	伊藤裕美	○	
22	青木実	○	
23	荒井政明	○	
24	廣田和也	○	
25	馬木逸男	○	
26	塩尻総徳	○	
27	清水正勝	○	

## 第12回深川市農業委員会総会議事録

- |        |                          |
|--------|--------------------------|
| 1 開催日時 | 令和3年3月26日(金) 9時30分       |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室                  |
| 3 出席委員 | 栗野良寛委員 外26名              |
| 4 説明員  | 矢櫃局長・畑山主査・藤野主任・佐藤主任・河崎主任 |
| 5 書記   | 佐藤主任                     |

矢櫃局長

開会宣言(9時30分)

只今から、令和2年度第12回深川市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会は委員全員の出席をいただいております。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。

菊入会長

おはようございます。黄砂の影響なのか2~3日前から、空が霞んでいる状況でしたが、今朝の雨で若干落ち着いたかなという印象です。

さて、北海道農業会議が行っております国会議員や国への要望書についてですが、今月の常設審議委員会で原々案を検討した結果、原案を決定しました。この後、各連合会を通して市町村の農業委員会に通知をしまして、原案について要望をまとめていただき、4月の常設審議委員会で決定の予定となっております。5月の全国大会が中止となっているので、どのように要請するのか、これから考えていくところです。昨年は要望書を郵送しておりますが、今年には会長が行くことになるかもしれません。今回の要望書は、北海道の農業全体が直面している問題について、うまい具合に書かされていると思いますので、見ていただきたいと思います。そのような中、米の主産地である空知については先日より、JAから米の主食用からの転換についてという内容の案が提示されております。提案については、先日の営農組合長会の中で話し合われているかと思いますが、中々後ろ盾のない提案ですので、今後どのようなようになるのか心配しております。我々としては、きちんとしたものを作っていただくのが一番だと思いますので、これから本格的な作業が始まりますが、頑張りたいと思います。

それでは総会に入りますのでご審議をよろしくお願いします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。18番 山崎委員、19番 安村委員を指名します。

菊入会長

日程第2、諸般報告(1)農業行政報告はありませんので、(2)農業委員会業務報告を局長より報告願います。

矢櫃局長

それでは私から、2月26日の総会以降、本日の総会前までの主な業務について、ご配付の業務報告書をもって報告とさせていただきます。以上でございます。

菊入会長

次に、日程第3、委員会報告に入ります。

(1)農地特別委員会開催結果報告を安村委員長より報告願います。

安村委員長

(資料に基づき説明)

菊入会長

説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。

(「なし」という声あり)

菊入会長	それでは質疑なし、ということですので報告のとおり承認します。
菊入会長	次に、日程第4、報告に入ります。報告第1号 調整委員の指名について、事務局から説明願います。
佐藤主任	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は10件で、番号1番から番号8番が賃貸に係るあっせん申し出、番号9番・10番が売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、全て令和3年3月1日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等はございませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	それでは質疑等なしということで報告第1号を報告のとおり承認いたします。
菊入会長	次に、追加となりました報告第2号 職員の任免について、事務局より説明願います。
矢櫃局長	令和3年3月31日付け及び令和3年4月1日付け深川市の人事異動に際し、農業委員会職員の任免について会長が市理事者と予め協議し、内定をしたもので、深川市農業委員会事務処理区分に定めるとおり、当該処理については総会に報告する事項でありますことから、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、記載のとおり任免しましたので報告をするものでございます。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等はございませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	それでは質疑等なしということで報告第2号を報告のとおり承認いたします。
菊入会長	日程第5、議案に入ります。 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局から説明願います。
佐藤主任	記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。 今月は3件で、全て借主の経営合理化のための解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、全て令和3年3月1日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はございませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なし、ということで、議案第1号は原案のとおり決定します。

菊入会長	次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。
河崎主任	<p>記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利移転及び設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。</p> <p>今月は6件で、申請地及び申請人氏名・理由・譲渡人・譲受人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番及び2番は、譲渡人が今年度の非農用地利活用促進事業にて非農地を田に整備したもので、経営する法人へ農地を使用貸借するものです。期間は番号1番が30年、番号2番が9年となっております。番号3番及び5番は、個人経営から転換して農地所有適格法人を新規設立したことに伴い、法人構成員から農地を賃貸借するもので、期間はいずれも10年となっております。なお、農地所有適格法人の新規設立による農地特別委員会での審議については、個人経営から法人経営へ転換するために法人を設立する場合で、かつ、農地所有適格法人の要件を満たしている場合は農地特別委員会の審議の対象外となっております。今回の法人が、農地所有適格法人の要件を満たしていることは事務局にて確認済でございます。番号4番は、経営主である息子が農地所有適格法人を新規設立したことに伴い、息子との農地の使用貸借の解約により返還されたものを、あらためて法人と賃貸借するもので、期間は10年となっております。番号6番は、譲渡人が所有する農地を経営主である息子に贈与する世帯内での権利移転の申請であります。</p> <p>以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。
菊入会長	（「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	（「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なし、ということで、議案第2号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。
佐藤主任	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、ご審議をお願いいたします。</p> <p>今月は15件で、番号1番から11番が賃貸の案件、12番から15番が売買の案件です。番号1番から3番は、出し手の労働力不足による経営縮小のため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間はいずれも5年間です。番号4番・5番は、期間満了により返還された農地を経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間はいずれも10年間です。番号6番・8番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号7番は、出し手が経営合理化のため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は3年間です。番号9番は、受け手が公社の農地売買等支援事業の一時貸付を受け、経営拡大を図るもので、期間は5年間です。番号10番・11番は、農地所有適格法人の設立に伴い、これまで構成員が個人経営時に借りていた農地を法人名義で借り受けるもので、期間は10番が1年間、11番が2年間で、それぞれ公社の農地売買等支援事業の残期間となっております。番号12番以降は、売買の案件になります。番号12番は、出し手の貸付地及び残地を、経営安定及び経営拡大を図る</p>

	<p>受け手に処分するもので、資金対応は自己資金です。番号13番は、出し手が経営合理化のため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号14番・15番は、農地売買等支援事業の買入れです。出し手理由としましては、14番が返還地及び残地を処分するため、15番が返還地処分のためです。14番・15番については、先月の総会において買入協議の要請をしたものになります。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、本議案中の番号13番で、爲井委員の議事参与を制限します。それでは質疑を受けます。</p> <p>（「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第3号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
畑山主査	<p>記載の法人より、農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたので審議をお願いします。報告のありました法人数は1件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これらの法人について、定期報告書及び添付書類について確認したところ、農地所有適格法人としての「形態要件」、「事業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」、「農作業従事要件」の全ての要件を満たしていると認められるものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>（「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第4号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>以上で、議事は全て終わりましたので、令和2年度第12回深川市農業委員会総会を終了します。</p> <p>（総会終了 9時48分）</p>